

2022年10月14日

各 位

会 社 名 株式会社ピアズ

代表者名 代表取締役社長 桑野 隆司

(コード番号 7066 東証グロース)

問合せ先 取締役管理本部長 栗田 智代

(TEL 03-6811-2211)

**(訂正)「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」
の一部訂正について**

2022年10月7日付で公表いたしました「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の内容

Ⅱ. 新株予約権の発行要項

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

2. 訂正の理由

作成過程において何度か修正を行う中、発行要項の記載の転記に誤りがあったため訂正いたします。

3. 訂正箇所

Ⅱ. 新株予約権の発行要項

<訂正前>

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

<訂正後>

5. 新株予約権の取得に関する事項

1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

<訂正前>

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

(中略)

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

<訂正後>

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

(中略)

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

[ご参考]

本新株予約権発行にかかる取締役会決議日 2022年10月7日

以上